

# 令和5年第6回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年6月26日(月)午後4時30分～午後5時35分

2 開催場所 小鹿野町役場 1階 議場

3 出席委員 農業委員 (11人) 農地利用最適化推進委員 (6人)

会長 10番 黒沢 裕幸

会長職務代理 1番 吉田 恭寛

農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 5番 高橋 克予

6番 栗原 静男 7番 高岸 友行 8番 佐藤 恒志

9番 町田 考子 13番 田嶋 敏男 14番 樋口 わかな

農地利用最適化推進委員

強矢 福司 黒澤 忠弘 黒澤 八重子

強矢 武夫 入澤 節子 増島 敏雄

4 欠席委員

農業委員 (3人) 4番 玉川 寿々子 11番 新井 正志

12番 守屋 善雄

農地利用最適化推進委員 (2人)

市川 和男 千島 政次

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田嶋 哲也 事務局 荻野 翔太

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第14号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について (2件)

日程第3 議案第15号

農地法第4条の規定による許可申請の審議について (2件)

報 告

1

6ヶ月後の現地確認について

令和4年12月申請分について (5件)

そ の 他

<p>事務局長</p>	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので令和5年第6回小鹿野町農業委員会総会を開催させていただきます。尚、本日は農業委員の11番新井正志さん、12番 守屋善雄さん、農地利用最適化推進委員の市川和男さんより欠席の連絡をいただいています。農地利用最適化推進委員の千島政次さんについては、連絡はありませんがまだいらしていません。小鹿野町農業委員会会議規則第6条 在任する委員の過半数を満たしていますので、これより総会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>こんにちは。毎日暑い日が続いています。本日は総会終了後に懇親会を予定しています。いろいろ忙しいと思いますがよろしくお願いいたします。</p> <p>総会が始まる前に事務局長と話をしましたが、今の時間帯が良いのではと思いました。今までは総会を午後1時30分から開催していましたが、午後4時ころから開催しても良いのではと自分の頭の中にはあります。皆さんからは今まで通りが良いという意見もあると思います。夏場は暑いし、半日仕事をして、お昼を食べて1時ころから家を出るというよりは、4時ころから総会に出席するというのが良いのではないかと思います。議案が多ければ5時半くらいに終わると思います。今後皆さんの理解があつて4時ころからでも良いということであれば、その方向も考えたいと思いました。</p> <p>この間、郡の会長会がありまして、その後懇親会もありましたので参加しました。小鹿野町の農業委員会は女性委員が6人です。今回秩父市と長瀨町が7月に委員の改選があります。秩父市は女性委員が4人になるそうです。他の町では、なかなかいないです。その中で小鹿野町は女性委員がいると実感しています。話はこの後の懇親会でしたいと思います。総会は30分くらいで終わると思いますがよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきます。小鹿野町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長となつていただき議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>指名につきましては私から御指名させていただきます。今回は5番 高</p>

	橋克予委員さん、6番 栗原静男委員さん、以上2名を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。
議長	続きまして、日程第2 議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」(2件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について審議された い。令和5年6月26日 小鹿野町農業委員会 会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 ○○字○○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ 申請人 譲渡人：○○○ ○○○○ 譲受人：○○○○ ○○○○ 事由：当該 地を譲り受けて椎茸の栽培をしたい。所有権の移転となります。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>案内図、公図(写)の1枚目をご覧ください。こちらは、○○の○○ ○○より○○○○○○に向かって○○○mほど進み、西に進む町道(向 かって左)がありますので進入します。そこから用水沿いに○○○mほ ど進んだ北側に位置しています。</p> <p>続きまして、番号2の説明をさせていただきます。</p> <p>番号2 ○○字○○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ 申請人 譲渡人：○○ ○○○○ 譲受人：○○ ○○○○ 事由：当該地を譲 り受けて梅の栽培をしたい。所有権の移転となります。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>案内図、公図(写)の2枚目をご覧ください。こちらは、○○○○○ ○○沿いにあります○○の○○○より○○○方面に○○○mほど進んだ 南側(向かって左)に位置しています。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
増島敏雄 推進委員	<p>現地確認の報告をいたします。</p> <p>6月20日の火曜日に農業委員の高橋克予さんと私と事務局の荻野さ ん、戸田さんの4人で現地確認を行いましたので報告いたします。</p> <p>番号1については、○○さんが使用していました土地とハウス等はそ のまま引き受けて原木椎茸栽培を行うということです。</p> <p>土地を見ましたら、道路の所に用水が通っていました。南側はコンク リートの道路になっており、北側の境にはコンクリートの擁壁が建って</p>

	<p>いました。奥側の境は段になっており問題無いと思われます。ハウスが2棟ありましたが、その中には椎茸の原木が並べてありました。周りには柿と梅の木が植えてありました。</p> <p>〇〇さんの件は以上です。</p> <p>番号2の〇〇〇の土地ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に面しており、梅、柿の木を伐って整備しており、新たに柿、梅等が植えてあり、耕作してました。両側の境界線には杭が打ってありました。奥の境にも杭が打ってありましたので問題は無いと思われます。</p> <p>こちらにつきましては、杉の木が隣りにありまして、その杉の木は譲受人の杉の木で、隣の畑に杉の枝等が掛かって日影になったりして迷惑を掛けるので伐ってもらって管理したいということです。問題無いと思われます。以上です。</p>
議 長	<p>現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p>
強矢福司 推進委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
強矢福司 推進委員	<p>番号1については、椎茸栽培ということですが、参考までにお話しします。</p> <p>椎茸栽培というのは、キノコを生産するので林業です。キノコで例外なのはマッシュルームで、農業に分類されることになっているそうです。</p>
議 長	<p>参考までということですので、質問ではないのでよろしいですね。</p>
強矢福司 推進委員	<p>はい、参考までです。</p>
議 長	<p>他にございますか。</p> <p>(質疑無し)</p>
議 長	<p>御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、</p>

議 長	<p>農業委員さんの挙手でお願いしたいと思います。</p> <p>日程第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について(2件)の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第3 議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」(2件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について審議されたい。令和5年6月26日 小鹿野町農業委員会 会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 ○○○字○○○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ 申請者：○○○ ○○○○ 事由：昭和○○年頃から住宅敷地の一部として使用している。今後適正に管理をするため申請をした。追認となります。</p> <p>場所につきましては、番号1と番号2はおおよそ同じ場所になりますので、続けて番号2の説明をさせていただきます。</p> <p>番号2 ○○○字○○○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ 申請者：○○○ ○○○○ 事由：昭和○○年頃から農業用倉庫として使用している。今後適正に管理をするため申請をした。追認となります。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>番号1につきましては、○○○○○○○沿いにあります○○○の西側の○○○○○○○の横に北に進む町道があります。そこから○○○mほど北へ進んだ西(向かって左)に位置しています。</p> <p>番号2につきましては、番号1のすぐ北側に位置しています。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。</p>
増島敏雄 推進委員	<p>測量士さんに測量していただいた図面を基に現地と照らして詳しく説明をしていただきました。以前は大規模農家なので、農家住宅であり、許可もなく無断で建物を建てて利用していましたが、転用が必要となり、</p>

	<p>測量士さんに測量していただき、排水路と進入路を分けてはっきりしてもらったということです。町の道路との境界も図面通りに杭が打ってありました。また、農業用倉庫はそのまま移動して置きました。公図（写）を見ていただくと分かりますように、周りは全て自分の土地でありますので問題は無いと思われます。</p>
議 長	<p>現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。以上です。</p>
3 番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
3 番委員	<p>番号 1 の関係ですが、公図（写）を見ると進入路のような形にしていますが、今回追認となるために分筆をしたということなののでしょうか。</p>
事務局	<p>お答えさせていただきます。 番号 1 の案件の公図（写）を見ていただくと細長くなっている部分があります。こちらは進入路ではなく排水路となっています。昔から山からの水みちになっていて、いつのころからか排水路として一緒に使っていたということです。もともと農地だったのですが、今回このような形で排水路として使用していきたいということで分筆もしていただいたということです。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
3 番委員	<p>はい、分かりました。</p>
議 長	<p>他にございますか。  (質疑無し)</p>
議 長	<p>御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、農業委員さんの挙手をお願いしたいと思います。 日程第 3 議案第 15 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について (2 件) の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当</p>

議 長	とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。  (全員賛成)  全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議 長	続きまして、報告に移ります。 (1) 6ヶ月後の現地確認について 令和4年12月申請分について (5件) 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、報告1 6ヶ月後の確認ということで説明をさせていただきます。令和4年12月に審議をしていただいたものになります。3条の申請が1件あります。 〇〇字〇〇〇〇〇番〇 地目 畑 面積 〇,〇〇〇㎡ 譲渡人が別紙のとおりとなっておりますので次のページをご覧ください。〇〇人ほど所有者がおりまして、その方々から〇〇 〇〇〇〇さんと〇〇〇の〇〇〇〇さんに譲り渡すということで申請があったものです。〇〇さんと〇〇さんは共有持ち分1/2ずつということになっております。 続きまして、議案第33号です。 こちらは、農地中間管理事業を利用したのものになります。次のページの議案第34号とリンクしています。 議案第33号 番号1 〇〇〇〇字〇〇〇〇 地目 畑 面積 〇,〇〇〇㎡ 利用権設定をする者：〇〇〇 〇〇〇〇 番号2 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇〇〇㎡ 利用権設定をする者：〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇 番号3 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇〇〇㎡ 利用権設定をするもの：〇〇〇〇 〇 〇〇 この3人の方が農地を公益社団法人埼玉県農林公社に貸し付けまして、議案第34号で公益社団法人埼玉県農林公社に貸し付けた農地を〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が借り受けて使用しているということになります。 6ヶ月後の確認の説明は以上となります。
議 長	続きまして、その他に移ります。 事務局より何かありますか。



事務局	<p>1点報告があります。</p> <p>全国農業会議所 埼玉県支局（埼玉県農業会議）という所から案内がありました。農業委員会業務必携という冊子が発行されます。有料になりますが、希望される方がいらっしゃいましたらお知らせください。という案内です。</p> <p>内容は、農業委員の仕事であったり、法律であったり、そのようなものが記載されていると思います。価格は税込みで1,490円です。送料は別ということになっているそうです。興味のある方は事務局まで連絡をいただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他にありますか。</p> <p>冊子のことですが、以前にもこのようなことがありました。皆さんが買って見るというわけにもいかないと思いますので、農業委員会で買って事務局で管理をして、見たい時に貸し出す、または1ヶ月ごとに回り番で見るという方法もあると思います。どうしても勉強したいという人がいれば別です。1冊くらいは小鹿野町農業委員会で買って良いと思います。</p>
事務局	<p>分かりました。今回お知らせが来ているのが2023年度版です。2022年度版を昨年購入してしまして、貸し出しが出来ますので、興味のある方はよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>そのようなことで良いのではないかと思います。文書を回すのですか。</p>
事務局	<p>回さないです。</p>
議 長	<p>事務局から他にありますか。</p>
事務局	<p>無いです。</p>
議 長	<p>皆さんから何かございますか。</p>
14番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>

14 番委員	<p>すいません。質問をさせていただきます。事務局の誰かにお答え願えればと思います。マイクを机の上に置かせていただきます。聞き取りにくい場合はおっしゃってください。</p> <p>質問は2点あります。</p> <p>1 番目は、農業委員会の法的な規定に関してです。私は今ここに農業委員会等に関する法律というのを農林水産省のホームページからダウンロードして印刷したものを持って来ていますが、農業委員会の基本法になる、一番もとになるような法律だと思います。</p> <p>農業委員の皆さんは農業委員手帳をもらっていると思いますので、そこに農業委員会等に関する法律が抜粋ですが載っています。もし必要でしたら参考にさせていただければと思います。</p> <p>質問は、この農業委員会等に関する法律、並びにその他の関連した法律や法令におきまして、農業委員は農業新聞を購読するという規定はありますか。有るか無いかでお答えください。事務局の誰かに回答をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>はい、お答えさせていただきます。法律、法的なことから言えば農業委員さんが新聞を購入しなければいけないという規定は無いと思います。</p>
14 番委員	<p>了解しました。2 番目の質問に移ります。</p> <p>小鹿野町農業委員会は、農業委員は農業新聞を購読せよ。という付け加え条項が存在しますか。</p> <p>これも有るか無いかでお答えください。</p>
事務局長	<p>お答えさせていただきます。小鹿野町の例規には、小鹿野町農業委員会会議規則であったり、農業委員に係る規定はいくつかありますが、その中にはそのような規定は有りません。</p>
14 番委員	<p>了解しました。いただいたご回答を踏まえまして意見陳述に移りたいですが、その前に1点確認事項があります。</p> <p>それは、先月5月の農業委員会総会における黒沢会長のご発言の内容に関してです。確認しておこうと思うのは、先月の農業委員会総会に出席していなかった農業委員。農地利用適格化推進委員が複数名いらっしゃいましたので、念のため確認します。</p> <p>要約すると以下のようなご発言内容でした。</p>

農業委員の中で2名農業新聞を購読していない者がいる。この2名は、農業委員に任命されてから1年が経ち、農業委員として報酬をいただいているにもかかわらず、極めて不見識である。改めるように。という趣旨のご発言でありました。詳しくは先月の議事録を確認していただければと思います。

意見陳述に入ります。論点は3点あります。

1点目 農業新聞の購読は個人の裁量にあり押し付けられない。

2点目 これはお金のことですが、農業委員の報酬は、農業新聞購読と紐づけされてはならない。

3点目 任意で農業新聞を読むに際して、その形式は勿論自由である。

これは、補足説明が必要だと思いますので、説明を付け加えさせていただきます。

つまり、これまで通り産業振興課がお世話する紙の媒体で購読しても良いです。或いは、インターネット上で農業新聞のホームページにアクセスして、自分で購読契約を結んでも良いです。或いは、誰か農業新聞を購読している人から1週間くらい遅れてもらったり借りたりして読んでも構わないです。つまり、この場合は無料です。お金を使わないで読むこととなりますが、それでも構わないです。無料では悪いわ。200円、300円払うわ。と言って少額負担して購読しても構わないです。或いは、私個人の例ですが、電子版の配信を受けるのでも構わないです。

電子版というのは、皆さんご存知だと思いますが、今日私はパソコンを持参しました。近くの方しかご覧になれないかもしれませんが、電子版をご覧になれます。このようにインターネット上で配信される農業新聞です。今、お見せしているのは、6月23日 先週の金曜日の最新号です。電子版のメリットはいくつかあると私は考えます。

例えば、電子版というのは、古い前の号なども簡単に見ることが出来ます。つまり、紙の媒体で取っておかなくて良いのです。今、出しましたのは令和5年1月1日号です。今年が一番最初の新聞です。

笑う門には福来たる スマイル農業人

このような紙面をいつでも遡って見る事が出来ます。

他のメリットとしては、例えば、北海道版、東北版、等の地方版も見ることが出来ます。或いは、紙面のコピーや写真を取ることが出来るので自分が興味のある記事を簡単にファイリングすることが出来ます。それを誰か他の人のスマートフォンやパソコンにラインやメールを通じて送ってあげることも出来ます。誰か農業をしている人でちょっとした疑問があります、興味があります、ということが分かると、農業新聞にあ

のようなことが載っていたらと思って、ラインでスマートフォンに送っておくから読んでみて。というように送ってあげることが出来ると農業委員としては、正確なヒントを橋渡しするような役割を簡単に担うことも出来ます。勿論デジタルですから新聞の中にちょっと知らない言葉が出てきた場合は簡単に検索することも出来ます。

ですから、私個人としては、産業振興課が提供する紙の媒体に今更切り替える必要性を感じません。日本全国沢山の農業委員会がある中で、農業新聞のデジタル配信を受けている農業委員はいくらでもいるのではないのでしょうか。新聞を読むに際しての形式は自由である。という3点目の補足説明は以上となります。

続きまして、先月の農業委員会総会における黒沢会長のご発言に關してですが、私は黒沢会長のお気持ちも分からないわけではないのです。小鹿野町の農業委員会をきちんとまとめていきたいという責任感からのご発言なのではないかと思えます。しかし、ここで皆さん、農業委員、農地利用適格化推進委員、事務局の皆さん全員に考えていただきたいのです。この事案は、2名の農業委員と黒沢会長の間だけの事案ではなく皆さん全員にも係わることだと思えます。

小鹿野町農業委員会の今年度の指針として、農地利用の最適化が挙げられていますが、その最終的な目的というものを考えると、小鹿野町の農業の活性化という点に集約出来ると思えます。つまり、若い担い手にも参入してもらい、小鹿野町の農業の明るい未来を切り開いていきたい。ということです。当然、この小鹿野町農業委員会にも若い人たちにもっと入ってきてもらいたいです。そのためにも小鹿野町農業委員会のあり方をもう一度考えてみて欲しいです。小鹿野町農業委員会は、これまでの慣例にとらわれない透明性が確保された多様性が認められる農業委員会であって欲しいです。黒沢会長を筆頭として、私たち皆がこれが小鹿野町農業委員会です。誇りをもって次の世代に渡していけるように、そのような農業委員会の形を模索していきたいと皆さん思いませんか。

結論に入ります。

農業新聞の購読は任意であり押し付けられない。

農業委員の報酬は農業新聞購読と紐づけられてはならない。

農業新聞を読むに際しての形式は勿論自由である。

という3つの主張、並びに1つの問題提起。小鹿野町農業委員会のあり方を問う。という問題提起をもってして意見陳述を終わります。

議 長

先月私は申し上げました。樋口委員さんのおっしゃることも分かりま

す。この前浦和の方で県の会長会で集まった中で、全国農業新聞を販売している関係で、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんに読んでいただきたいということでした。取る、取らないと言い出すと全員の方が取る、取らないというようになりますので、慣例かもしれませんが、今までそのような形の中で全員が新聞を取るということになっていました。目を通していただきたいということで話をしました。

私は、1年間皆さん全員が取っているものだと思っていました。事務局からたまたまこのような話を聞きましたが、今まで何でその話をしなかったかです。1年も新聞を取る、取らないという話を聞かないで自由になってしまっていました。事務局から話がありませんでしたので私は知りませんでした。全員が取っているものだと思っていました。その中で先月話をしました。樋口さんのようにパソコンで見えて、私は電子版で見えていますから新聞は要らないです。という話であれば良いと思います。今までは強制的に取っていたということのようですが、皆さんに理解していただいて新聞を購読していただいていたと私は思っています。私の言葉も悪かったのですが、今後はその辺の部分も考えていかなければと思いますし、皆さんでいろいろな話をしながら進んでいけたらと思っています。

8 番委員                    よろしいですか。

議 長                        はい、どうぞ。

8 番委員                    今回の農業新聞の話ですが、農業委員会の手当て 皆さんにお支払いしている手当てと農業新聞は紐づけされていないはずですが。私が農水省で仕事をしていたころはその話は無かったです。農業委員会の方々がこの新聞を購読していたことを私が農業委員になるまで知りませんでした。仕事をしていた時は全国農業新聞はありましたが、農業委員会の委員の皆さんが購入していたという話は聞いたことはありません。ですので、実際の話とすれば紐づけはされていないはずですが。ただ、農業を取り巻く環境が10年、20年で変わってきて、農業委員会の取り組み自体を全国農業会議所が担うことになったのです。それまでは国の方がいろいろ動いていたのですが、それが出来なくなって、農業会議の方でするようになってからそのような話が出てきたのではないかと思います。

農業会議所自体が随分昔からあった団体ですので、そのようなところが窓口をすることによって購読数を増やすために農業委員に購入して欲

	<p>しいということ saying it was not the case, I think. This time, from the committee's side, it's not forced, right? This issue came up, so as the secretariat, it's very difficult to say, but in the agricultural conference, there was such a story. I think I should say that. Actually, I have the electronic version, but I didn't know it, so I saw it on my smartphone. It's 1 month for 500 yen, so it's 200 yen cheaper than paper media. So, such things can be confirmed, so I think you should buy from the agricultural committee. I think the agricultural conference was supposed to do that, but it's a problem, I think. From the national side, for each committee member, there are allowances, so they are accounting for them from the national agricultural conference, so it becomes a problem, I think. It's not good to do it like that. This time, such an issue came up. Last month, I was absent, so I couldn't say that, but this issue came up, which means that the secretariat said to the agricultural conference that it should be said. Paper media and electronic media are 200 yen different, and there are also various people using smartphones and PCs, so it's becoming an era where it's possible to study hard. If the agricultural committee is active and trying to do more, then the national agricultural conference should buy newspapers, I think, and I think that itself is a senseless thing, and it's like a form that is giving up independence. I think that's an opportunity. If the chairman and I had talked about it, I would have liked to. The agricultural committee has various opinions that can be shared. Especially, the agricultural committee in Kasuga is such a place, so please do it as much as possible.</p> <p>事務局長 はい、ありがとうございます。</p> <p>先ほどの樋口委員さんがおっしゃいました農業新聞の購読は個人の裁量にあり押し付けられない。農業委員の報酬は、農業新聞購読と紐づけられてはならない。任意で農業新聞を読むに際して、その形式は自由である。という3点につきましてはその通りだと思います。8番の佐藤委員さんがおっしゃったように新聞を農業委員さんに取って欲しい。農地利用最適化推進委員さんに取って欲しい。という話に関しては、事務局は農業会議所から言われたことはあります。そのような発言がこの会議であったということで、私の方から農業会議所の方にこのようなことがあったことを報告し、検討させていただきます。</p> <p>1番委員 私も先月欠席していますので事情が分かっていないのですが、新聞は取っています。</p>
--	---

	<p>例えば、農協では全国に向けて農業新聞があったり、共済組合では共済新聞というように農業関係の新聞はあります。全国農業新聞は全国の農業委員の会議の情報を集めて、ここではこのような活動をしています。というところが見れるということで、農業委員会にとっては非常に有益な新聞であると思っています。</p> <p>いろいろな意見があっても良いと思います。購読を無理に進めるわけでもないです。私は非常に重要な新聞だと思っていますので、購読をするつもりでいます。電子版と紙面がありますが、私は紙面が好きでよく読んでいます。電子版ですと自分の探したいニュースしか読まないですが、紙面ですと農薬の広告やいろいろなことも見えたりしますので、私は両方読みたいと思っています。どちらということではなくて、意見があったということも申し添えていただければと思います。</p> <p>議長 丁度吉田委員さんから意見が出ましたので、共済新聞に載っていたことをお知らせします。</p> <p>先週の農業共済新聞に吉田委員さんが酪農家の三代目を継いでいるということで載っていました。以前は栗原委員さんが載っていましたのでカボスの話をしました。</p> <p>吉田委員さんからの意見もありますし、いろいろあると思います。樋口さんの言うことも分かります。いろいろな形があると思いますので、農業会議所に事務局長から話をさせていただいて、良い方向に行くように検討していきたいと思っています。よろしくお願いいいたします。</p> <p>このようなことでよろしいでしょうか。</p> <p>14番委員 黒沢会長ありがとうございます。私もこのように皆で忌憚なく意見交換が出来ることはとても重要なことだと思っていましたので大変うれしいです。ありがとうございます。</p> <p>議長 この後の懇親会の席で言おうと思っていたのですが、このような意見の場になりましたのでお話しします。</p> <p>先日、郡の会長会に出席した時に話が出ました。この農業委員会は農業委員の人だけが挙手をしているのです。他の市町では3ヶ所くらい農業委員と農地利用最適化推進委員の両方が採決に加わって挙手をしているということです。本来ならば、農業委員のみが採決で挙手をする事になっていますが、秩父市や皆野町は農地利用最適化推進委員も議案に賛成か否かということで、全員の方に挙手をしていただいているようで</p>
--	---

	<p>す。</p> <p>現在は農地利用最適化推進委員はただ座って手も挙げない状況です。</p> <p>もし、採決に加わるようになって、農地利用最適化推進委員全員が手を挙げなかったとしても農業委員の挙手で賛否が決まりますので大丈夫です。農地利用最適化推進委員は自分の意思で挙げていただくので、そのような方向性が良いとすれば、次の総会からは農地利用最適化推進委員も採決に加わっていただく方が良いのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。</p> <p>その方が良い、良くない、という意見がありましたら発言をしていただいて、良いということでしたら、急で申し訳ないですが、次の総会から農地利用最適化推進委員も加わっていただくような方向で進めていきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
事務局長	<p>補足で説明をさせていただきます。</p> <p>皆さんに手を挙げていただきます。実際の採決は農業委員さんの挙手によって決まりますが、農地利用最適化推進委員さんも自分の意思を表明するという意味で採決に加わったらいかがでしょうか。という会長の判断になります。</p>
議 長	<p>ご意見を伺いたいと思います。</p>
2 番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
2 番委員	<p>会長から農地利用最適化推進委員も賛否に手を挙げるという話が出ましたが、私としては非常に賛成であります。</p> <p>私は最初は農地利用最適化推進委員でお世話になって、その後農業委員になっております。農地利用最適化推進委員の時は、何で自分は差があるのかということを感じました。ですから、今の意見は非常に有意義だと思います。出来ましたら、そのようにしていただきたいと思います。簡単ですが、賛成の意見とさせていただきます。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
8 番委員	<p>私も賛成です。もともと農業委員会自体が農業委員さんだけの会合で</p>



	<p>あつて、確か平成 28 年から分かれたのだと思います。私はその頃は農業委員会におりませんでしたので詳細は分かりませんが、予算の関係で配分が有って分かれたり、耕作放棄地を何とかするために農業委員プラス農地利用最適化推進委員という名前を使って組織を作っていたということだと思います。今回出席されている皆さんは分かっていると思いますが、農地の現地調査は農業委員であっても農地利用最適化推進委員であってもしていることは同じです。呼び名が違うだけです。私も農地利用最適化推進委員からお世話になりましたが、採決に参加出来ないのは何故だろうと思っていました。規約等で問題が無いのであれば、していることは皆さん一緒ですので、採決に参加させていただいた方が良いでしょう。</p>
<p>議 長</p>	<p>今回もそうですが、農地利用最適化推進委員の増島さんが現地確認に行ったりしています。農業委員の高橋さんと一緒に行って現地確認の報告までしていただいています。同じ秩父郡の中でも秩父市や皆野町は全員で採決をしているということを知りましたのでお話ししました。</p> <p>皆さんから賛成という意見が多いので来月の農業委員会総会から全員で採決をするということによろしいでしょうか。</p> <p>(はい。の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、来月の農業委員会総会から採決につきましては全員で行うことにいたします。よろしく願いいたします。</p> <p>他に何かございますか。</p>
<p>強矢福司 推進委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>強矢福司 推進委員</p>	<p>今月の私の現地調査の重点は、既に太陽光発電の転用許可が出た所の管理状況についてをテーマとして行っています。いくつか見させていただいたところ、管理状況が良くて問題が無い所もありますが、例えば、雑草が生えてそのまま管理されていない状態の所もあるわけです。これは、近隣からの苦情を農業委員会が許可を出したから永遠と指導をするべきなのか、或いは、既に太陽光発電として転用許可を受け、経産省の</p>

	<p>許可を受けて発電事業をしているので、そちらの部署の方に苦情を持っていくかです。町ですと太陽光発電のガイドラインを所掌しているのは住民生活課です。どちらがどのように対処していくのか町の組織の中でも整理して、草が生えているから農業委員さんが草が生えていることを永遠に指導していくのかガイドラインを作っていただいて、今後の苦情対応の処理の仕方を検討していただければと思います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>非常に難しいテーマをありがとうございます。この場で直ぐにどこの所掌なのでどうします。農業委員会が引き続き面倒を見なければいけないということは言い兼ねますので、引き続き皆さんも含めて検討していく必要があると思います。転用されたあとであれば農業委員会がいつまでも係わることは無いと思います。実際にそれを小鹿野町で言いますと、住民生活課が環境の部分で指導をしていくのか、町の内部でも検討する必要があると思います。時間をいただいて検討したいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>太陽光発電の場合は、フェンスにどこの会社、或いは個人の名前を記載しなければいけないことになっていますので、地域住民の方が草が云々と言った場合は、業者や本人に連絡をしていただければ一番良いのではないかと思います。</p> <p>他にございますか。</p>
<p>入澤節子 推進委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>入澤節子 推進委員</p>	<p>すいません。現地確認に農業委員と農地利用最適化推進委員と事務局2人の合計4人で行っていると思いますが、報告をする時は農地利用最適化推進委員がして、農業委員はしない場合が多いですが、現地確認の報告は半分ずつしたら良いのではないですか。以前は原文があって、それを読み上げるだけで良かったのですが、今は自分で考えて発表するので上手くいかない時もあります。農地利用最適化推進委員も農業委員と同じように挙手が出来るということですので、報告も平等にした方が良くと私は思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>農業委員の人が喋らないというわけではなく、農地利用最適化推進委</p>

	員の方が報告してくださいというわけではなく、行った人で話し合った中で報告をしていたのではないかと考えています。
入澤節子 推進委員	農地利用最適化推進委員の方が報告をすると言われていました。
議 長	そうですか。現地確認に行った2人で話し合っただけでどちらかに報告していただければ良いと思います。どちらという決まりは無いと思います。今回報告したので次は誰というように話し合っただけが良いと思います。
入澤節子 推進委員	それが良いのではないかと考えています。
事務局長	補足で説明をさせていただきます。 今までは農地利用最適化推進委員さんは挙手をする場面がなかったので、発表していただくことが多かったようです。今後は、会長の提案で、農地利用最適化推進委員さんも採決に加わるということになりましたので、2人で相談していただいて、どちらかに発表していただければ良いと思います。
議 長	このような形でよろしいでしょうか。
入澤節子 推進委員	皆さんで承認していただければ良いです。
議 長	それでは、議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	慎重、御審議いただきましてありがとうございました。次回の農業委員会総会は7月25日（火）です。ここには午後1時30分からと記載されていますが、会長の挨拶で午後4時ごろというのも良いのではないかと、という提案がありました。いかがいたしましょうか。
議 長	今までは午後1時30分よりとなっていますが、決まりは無いと思います。折角の機会なので皆さんの意見を伺いたいと思います。

2 番委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
2 番委員	<p>夕方からという意見もありましたが、私としては今まで通り午後 1 時 30 分から開始していただきたいと思います。</p> <p>それというのは、農業をされていて、日中は暑くて畑に入れません。夕方は仕事が沢山あります。遅くまで仕事をしたいです。午後 4 時から働くのに良いチャンスです。とてもこの時間には出て来れません。冬場でしたら良いですが、夏場の午後 4 時から貴重な時間なのです。</p> <p>ですから、この涼しい中で農業委員会総会が出来るならば、私としては、午後 1 時 30 分から開始していただければ出て来られますが、午後 4 時からだと休みが出てくる可能性はあります。皆さんが午後 4 時からが良いというのであれば止むを得ないです。私としては、午後 1 時 30 分からという意見です。</p>
議 長	<p>農家の人は夕方の涼しい時間帯に仕事をするということですので、今まで通り午後 1 時 30 分からお世話になりたいと思います。</p> <p>それでは、議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。以上をもちまして令和 5 年第 6 回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。大変お疲れ様でした。</p>